

別紙

桶川市税条例及び桶川市都市計画税条例の一部を改正する条例

第1条 桶川市税条例（昭和30年桶川市条例第50号）の一部を次のように改正する。

- (1) 次の表中、改正前の欄の項及び号の細目（以下「改正前の項及び号の細目」という。）の表示及びそれに対応する改正後の欄の項及び号の細目（以下「改正後の項及び号の細目」という。）の表示に下線が引かれた場合にあっては、当該改正前の項及び号の細目を当該改正後の項及び号の細目とする。
- (2) 次の表中、改正後の項及び号の細目に対応する改正前の項及び号の細目が存在しない場合にあっては、当該改正後の項及び号の細目を加える。
- (3) 次の表中、改正前の欄の下線が引かれた字句をそれに対応する改正後の欄の下線が引かれた字句に改める。ただし、第1号に掲げる場合を除く。

改正前	改正後
<p>(種別割の税率)</p> <p>第88条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(<u>エ</u> に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下の <u>もの</u> 又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p>	<p>(種別割の税率)</p> <p>第88条 略</p> <p>(1) 略</p> <p>ア 総排気量が0.05リットル以下のもの又は定格出力が0.6キロワット以下のもの(<u>ウ及びビオ</u> に掲げるものを除く。) 年額 2,000円</p> <p>イ 2輪のもので、総排気量が0.05リットルを超え0.09リットル以下の <u>もの</u> (<u>ウに掲げるものを除く。</u>) 又は定格出力が0.6キロワットを超え0.8キロワット以下のもの 年額 2,000円</p> <p>ウ 2輪のもので、総排気量が0.125リットル以下かつ最高出力が4.0キロワット以下のもの 年額 2,000円</p>

ウ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超える**もの**又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

エ 略

(種別割の減免)

第95条 略

2 略

(5) 原動機の総排気量又は**定格出力**

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第96条 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者**又は**身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等(身体

エ 2輪のもので、総排気量が0.09リットルを超える**もの(ウに掲げるものを除く。)**又は定格出力が0.8キロワットを超えるもの 年額 2,400円

オ 略

(種別割の減免)

第95条 略

2 略

(5) 原動機の総排気量又は**定格出力(第88条第1項第1号ウに掲げる原動機付自転車にあつては、原動機の総排気量及び最高出力)**

(身体障害者等に対する種別割の減免)

第96条 略

2 前項第1号の規定によつて種別割の減免を受けようとする者は、納期限までに、市長に対して、身体障害者福祉法(昭和24年法律第283号)第15条の規定により交付された身体障害者手帳(戦傷病者特別援護法(昭和38年法律第168号)第4条の規定により戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳とする。以下この項において「身体障害者手帳」という。)、厚生労働大臣の定めるところにより交付された療育手帳(以下この項において「療育手帳」という。)又は精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和25年法律第123号)第45条の規定により交付された精神障害者保健福祉手帳(以下この項において「精神障害者保健福祉手帳」という。)及び道路交通法(昭和35年法律第105号)第92条の規定により交付された身体障害者**若しくは**身体障害者等と生計を一にする者若しくは身体障害者等

障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (5) 運転免許証の番号、交付年月日及び有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

3 略

4 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

- 17 法 附則第15条第38項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき

(身体障害者等のみで構成される世帯の者に限る。)を常時介護する者の運転免許証(以下この項において「運転免許証」という。)又はこれらの者の特定免許情報(同法第95条の2第2項に規定する特定免許情報をいう。次項において同じ。)が記録された免許情報記録個人番号カード(同条第4項に規定する免許情報記録個人番号カードをいう。次項において同じ。)を提示するとともに、次の各号に掲げる事項を記載した申請書に減免を必要とする理由を証明する書類を添付して、提出しなければならない。

- (5) 運転免許証又は道路交通法第95条の2第2項第1号に規定する免許情報記録(以下この号において「免許情報記録」という。)の番号、運転免許の年月日、運転免許証又は免許情報記録の有効期限並びに運転免許の種類及び条件が附されている場合にはその条件

- 3 前項の場合において、免許情報記録個人番号カードを提示したときは、当該免許情報記録個人番号カードに記録された特定免許情報を確認するために必要な措置を受けなければならない。

4 略

5 略

附 則

(法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合)

第10条の2 略

- 17 法 附則第15条第37項に規定する市町村の条例で定める割合は2分の1とする。
(新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき

第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

第15条の2第2項、第15条の3又は第63条の規定の適用がある各年度分の都市計画税に限り、第2条第2項中「又は第33項」とあるのは「若しくは第33項又は附則第15条から第15条の3まで若しくは第63条」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 第1条の規定による改正後の桶川市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和7年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和6年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

(軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例第88条（第1号に係る部分に限る。）の規定は、令和7年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和6年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

(都市計画税に関する経過措置)

第4条 第2条の規定による改正後の桶川市都市計画税条例の規定は、令和7年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和6年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。